

<勤務条件>

任用期間	令和 7 年12月 1 日から令和 8 年 2 月28日
勤務時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 のうち、 5.5 時間 (休憩時間：正午～午後 1 時)
勤務日数	週 5 日（月曜日から金曜日）勤務
休日	1 週休日：土曜日及び日曜日 2 国民の祝日に関する法律による休日 3 年末年始の休日（12月29日から翌年 1 月 3 日まで） 4 その他（休日の代休日）
給与	日額 6,310 円
手当等	条例等の定めるところにより、通勤手当等が支給されます。
休暇	年次有給休暇 5 日を付与します。
社会保険	加入となります。 (健康保険及び厚生年金保険)
雇用保険	加入となります。
労災保険	公務災害又は労働災害補償制度が適用されます。
その他	(1) 給与等支給日は翌月15日。 (2) 服務規程（職務専念義務や守秘義務等）が適用されます。 (3) 任用後 1 月間は条件付採用期間となります。ただし、任用後 1 月間の勤務日数が15日に満たない場合には、勤務日数が15日に達するまで延長されます。